燃料費調整のお知らせ

１．燃料費調整の実施について

平成29年10月の貿易統計値（原油、海外炭の価格）が公表されたことに伴い、平成29年8～10月の平均燃料価格が確定いたしましたので、平成30年1月分電気料金に適用する燃料費調整の内容をお知らせします。

２．算定諸元

○平成26年11月1日実施の電気供給約款等に基づく諸元

	平成29年7月～平成29年9月 実績値		平成29年8月～平成29年10月 実績値	
平均原油価格	34,571	円／kl	36,035	円／kl
平均海外炭価格	10,747	円／t	11,089	円／t
平均燃料価格	24,700	円／kl	25,700	円／kl

３．燃料費調整単価表

※燃料費調整単価は消費税等相当額を含んでおります。

○低圧供給（100Vまたは200V）のお客さまの場合

・従量制供給の場合（ご使用量に応じて料金をお支払いいただいている場合）

調整額算定方法＝燃料費調整単価×使用電力量（kWh）

区分		平成29年12月分	平成30年1月分	増減
従量電灯Ａ	１契約最初の９kWhまで	▲ 21 円 69 銭	▲ 19 円 98 銭	1 円 71 銭
	９kWhをこえる１kWhにつき	▲ 2 円 41 銭	▲ 2 円 22 銭	0 円 19 銭
上記以外	（従量電灯Ｂ・Ｃ、ドリーム８、低圧電力、深夜電力など 供給電圧が１００ボルトまたは２００ボルトの場合）	▲ 2 円 41 銭	▲ 2 円 22 銭	0 円 19 銭

・定額制供給の場合（ご使用される設備に応じて料金をお支払いいただいている場合）

調整額算定方法＝電灯および小型機器などの燃料費調整単価の合計

区分			平成29年12月分	平成30年1月分	増減
定額電灯 公衆街路灯Ａ	電灯	10Wまでの１灯につき※	▲ 9 円 39 銭	▲ 8 円 64 銭	0 円 75 銭
		10Wをこえ20Wまでの１灯につき	▲ 18 円 76 銭	▲ 17 円 26 銭	1 円 50 銭
		20Wをこえ40Wまでの１灯につき	▲ 37 円 54 銭	▲ 34 円 53 銭	3 円 01 銭
		40Wをこえ60Wまでの１灯につき	▲ 56 円 31 銭	▲ 51 円 81 銭	4 円 50 銭
		60Wをこえ100Wまでの１灯につき	▲ 93 円 85 銭	▲ 86 円 34 銭	7 円 51 銭
		100Wをこえる１灯につき50Wまでごとに	▲ 46 円 93 銭	▲ 43 円 17 銭	3 円 76 銭
	小型機器	50VAまでの１機器につき	▲ 28 円 04 銭	▲ 25 円 79 銭	2 円 25 銭
		50VAをこえ100VAまでの１機器につき	▲ 56 円 06 銭	▲ 51 円 58 銭	4 円 48 銭
		100VAをこえる１機器につき50VAまでごとに	▲ 28 円 04 銭	▲ 25 円 79 銭	2 円 25 銭
臨時電灯Ａ （１日につき）	総容量が50VAまでの場合		▲ 0 円 75 銭	▲ 0 円 69 銭	0 円 06 銭
	総容量が50VAをこえ100VAまでの場合		▲ 1 円 51 銭	▲ 1 円 39 銭	0 円 12 銭
	総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VAまでごとに		▲ 1 円 51 銭	▲ 1 円 39 銭	0 円 12 銭
	総容量が500VAをこえ１kVAまでの場合		▲ 15 円 14 銭	▲ 13 円 93 銭	1 円 21 銭
	総容量が１kVAをこえ３kVAまでの場合１kVAまでごとに		▲ 15 円 14 銭	▲ 13 円 93 銭	1 円 21 銭
臨時電力	契約電力が0.5kWの場合、１日につき		▲ 7 円 95 銭	▲ 7 円 31 銭	0 円 64 銭
	契約電力が１kW以上の場合、１kW１日につき		▲ 15 円 90 銭	▲ 14 円 63 銭	1 円 27 銭
深夜電力Ａ	１契約につき		▲ 241 円 65 銭	▲ 222 円 32 銭	19 円 33 銭
農事用電力 （脱穀調整用電力）	契約電力が0.5kWの場合、１日につき		▲ 3 円 98 銭	▲ 3 円 66 銭	0 円 32 銭
	契約電力が１kWの場合、１日につき		▲ 7 円 95 銭	▲ 7 円 31 銭	0 円 64 銭
	契約電力が２kWの場合、１日につき		▲ 15 円 90 銭	▲ 14 円 63 銭	1 円 27 銭
	契約電力が３kWの場合、１日につき		▲ 23 円 84 銭	▲ 21 円 93 銭	1 円 91 銭
	契約電力３kWをこえる１kWごと、１日につき		▲ 7 円 95 銭	▲ 7 円 31 銭	0 円 64 銭

※供給約款等以外の供給条件（定額電灯および公衆街路灯Ａの料金についての特別措置）により設定

※離島供給約款および電気最終保障供給約款の適用を受けるお客さまも、契約種別に応じて上記と同様の単価が適用になります。

○高圧（6,000V）および特別高圧（30,000Vまたは60,000V）供給のお客さまの場合

調整額算定方法＝燃料費調整単価×使用電力量（kWh）

区分		平成29年12月分	平成30年1月分	増減
高圧供給	（業務用電力、高圧電力など 供給電圧が6,000ボルトの場合）	▲ 2 円 33 銭	▲ 2 円 14 銭	0 円 19 銭
特別高圧供給	（業務用電力、特別高圧電力など 供給電圧が30,000ボルトまたは60,000ボルトの場合）	▲ 2 円 25 銭	▲ 2 円 07 銭	0 円 18 銭

※離島供給約款および電気最終保障供給約款の適用を受けるお客さまも、供給電圧に応じて上記と同様の単価が適用になります。

北海道電力株式会社